



市役所からのお知らせ

市役所からのお知らせをお伝えします。催し物などは、イベント情報に掲載しています。

- ▶市役所本庁舎 ☎0175-22-1111
- ▶川内庁舎 ☎0175-42-2111
- ▶大畑庁舎 ☎0175-34-2111
- ▶脇野沢庁舎 ☎0175-44-2111
- ▶お問合せメール info@city.mutsu.lg.jp
- ▶市ホームページ <http://www.city.mutsu.lg.jp>
- ▶市公式フェイスブック <https://www.facebook.com/mutsu.city>

3月1日現在 人口・世帯数

※住民基本台帳による

人口	59,807人 (-44人)
むつ地区	47,009人 (-19人)
川内地区	4,079人 (-12人)
大畑地区	7,095人 (-13人)
脇野沢地区	1,624人 (±0人)
世帯数	29,304世帯 (+16世帯)
	()内は前月比

あなたのプランを応援します！
むつ市希望のまちづくり補助金

市民のみなさまの知恵や活力をまちづくりに活かすため、市民のみなさまによる自主的な活動を補助金によって支援します。
昨年は「下北杯野球大会開催事業」「私たちのまちづくりフォーラム開催事業」などが採択されました。

〈募集期間〉4月25日(火)まで
〈補助金額〉1団体上限20万円(補助率4/5)
〈申請の方法〉活動プランをお持ちの団体は、まずは市民連携課へご相談ください。



問 市民連携課連携担当
☎22-11111内線2153

税務課からお知らせ

◆税務課 夜間・休日窓口
〈いつ〉4月25日(火)～30日(日)
〈平日〉午前8時30分～午後7時30分
〈土日〉午前8時30分～午後5時15分
〈開設場所〉税務課
※納税相談も随時行なっています。
問 税務課課税担当
☎22-11111内線2232

◆固定資産評価額等の縦覧および閲覧
平成29年度の固定資産評価額等について、4月1日(土)から「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧および「固定資産課税台帳」の閲覧を行います。
希望される方は、身分を確認できるもの(個人番号カード・運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・健康保険証など)をご持参ください。
〈縦覧および閲覧場所〉
税務課および各庁舎管理課
〈期間〉

◆固定資産評価額等の縦覧および閲覧
平成29年度の固定資産評価額等について、4月1日(土)から「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧および「固定資産課税台帳」の閲覧を行います。
希望される方は、身分を確認できるもの(個人番号カード・運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・健康保険証など)をご持参ください。
〈縦覧および閲覧場所〉
税務課および各庁舎管理課
〈期間〉

◆縦覧：6月30日(金)まで
◆閲覧：通年
※いずれも土日祝日を除く

◆手数料：無料
◆縦覧：1枚につき250円
◆閲覧：1枚につき250円
〈縦覧期間中は無料〉
問 税務課固定資産課税担当
☎22-11111内線2225

◆各種手当 支給額変更
4月から次の手当の支給額が変更されます。各手当の基本額は、全国消費者物価指数の年平均の変動に応じて変更されます。
◆児童扶養手当
問 児童家庭課子育て給付担当
☎22-11111内線2515

◆児童扶養手当
4月から次の手当の支給額が変更されます。各手当の基本額は、全国消費者物価指数の年平均の変動に応じて変更されます。
◆児童扶養手当
問 児童家庭課子育て給付担当
☎22-11111内線2515

◆全部支給 4万2290円
◆一部支給 4万2280円～9980円
〈第2子加算額〉

◆全部支給 9990円
◆一部支給 9980円～5000円
〈第3子以降加算額〉
◆全部支給 5990円
◆一部支給 5980円～3000円
◆特別児童扶養手当
◆重度障害 5万1450円
◆中度障害 3万4270円
◆軽度障害 3万4270円
◆特別障害者手当等
◆特別障害者手当 2万6810円
◆障害児福祉手当 1万4580円
◆福祉手当(経過措置分) 1万4580円
問 障害福祉課
☎22-11111内線2593

◆特別障害者手当等
◆特別障害者手当 2万6810円
◆障害児福祉手当 1万4580円
◆福祉手当(経過措置分) 1万4580円
問 障害福祉課
☎22-11111内線2593

◆特別障害者手当等
◆特別障害者手当 2万6810円
◆障害児福祉手当 1万4580円
◆福祉手当(経過措置分) 1万4580円
問 障害福祉課
☎22-11111内線2593

市組織改編
組織の強化を目指します
市では、これまでの総務政策部を「総務部」と「企画部」に再編するほか、課の統合等を行うため、一部課名が変わります。なお、庁舎の窓口配置に大きな変更はありません。みなさまのご理解をお願いします。主な変更は次のとおりです。

◆総務部(新設)
◆総務課
◆政策推進課
◆総合情報課
◆防災安全課(防災政策課から名称変更)
◆企画部(新設)
◆企画調整課(総合戦略課の一部と統合)
◆ジオパーク推進課
◆市民連携課
↑総合戦略課サテライトキャンパスの業務および政策推進課広報室の業務と統合
◆保健福祉部
◆法人監査室(児童家庭課内に新設)
↑介護福祉課から分離

◆総務部(新設)
◆総務課
◆政策推進課
◆総合情報課
◆防災安全課(防災政策課から名称変更)
◆企画部(新設)
◆企画調整課(総合戦略課の一部と統合)
◆ジオパーク推進課
◆市民連携課
↑総合戦略課サテライトキャンパスの業務および政策推進課広報室の業務と統合
◆保健福祉部
◆法人監査室(児童家庭課内に新設)
↑介護福祉課から分離

◆総務部(新設)
◆総務課
◆政策推進課
◆総合情報課
◆防災安全課(防災政策課から名称変更)
◆企画部(新設)
◆企画調整課(総合戦略課の一部と統合)
◆ジオパーク推進課
◆市民連携課
↑総合戦略課サテライトキャンパスの業務および政策推進課広報室の業務と統合
◆保健福祉部
◆法人監査室(児童家庭課内に新設)
↑介護福祉課から分離

各種相談日程

時 日時 場 場所 問 問合せ先・申込先

法律相談

時 4月28日(金) 12:30～ 問 市民連携課
場 市役所本庁舎市民相談室 ☎22-1111内線2154
予約受付は4月3日(月)午前8時30分開始。1人30分、定員6名(先着順)

法テラス法律相談

時 4月12日(水) 12:30～ 問 法テラス青森
場 市役所本庁舎市民相談室 ☎050-3383-5552
前日までの予約必要。1人30分、定員6名(先着順)

行政相談

時 4月17日(月) 10:00～15:00 問 市民連携課
場 市役所本庁舎市民相談室 ☎22-1111内線2154
行政が行う仕事についての各種相談を受けます。

行政相談

時 4月14日(金) 9:00～12:00 問 大畑庁舎管理課
場 大畑庁舎2階第2会議室 ☎34-2111
行政が行う仕事についての各種相談を受けます。

人権相談

時 祝日を除く月・水・金曜日 10:00～17:00 問 青森地方法務局むつ支局
場 下北合同庁舎2階相談室 ☎23-3202
家族間や近隣関係のこと、学校や職場内のことなどの相談を受けます。

人権相談

時 4月6日(木) 10:00～15:00 問 大畑庁舎管理課
場 大畑庁舎会議室 ☎34-2111
家族間や近隣関係のこと、学校や職場内のことなどの相談を受けます。

教育相談

時 土・日・祝日を除く毎日 9:00～16:00 問 相談専用電話
場 教育研修センター ☎22-0974
予約制です。中学生までの教育に関する相談を受けます。

消費生活相談

時 土・日・祝日を除く毎日 8:30～17:15 問 むつ市消費生活センター
場 市役所本庁舎産業振興課内 ☎22-1353
消費者トラブルや悪質商法、多重債務の相談を受けます。

45歳未満の方の職業相談

時 土・日・祝日を除く毎日 9:00～17:00 問 ジョブカフェあおもりサテライトスポットむつ
場 市役所本庁舎内サテライトスポットむつ ☎22-1146
求人案内、職業紹介、履歴書添削指導、職業適性診断を行います。

暮らしとお金の安心相談会

時 第3水曜日 10:00～16:00 問 消費者信用生活協同組合青森相談センター
場 市役所本庁舎市民相談室 ☎017-752-6755
予約制です。借金など家計の悩みについての相談を受けます。

生活困窮者自立支援相談

時 土・日・祝日を除く毎日 8:30～17:15 問 生活福祉課
場 市役所本庁舎生活福祉課 ☎22-1111内線2542
生活維持・仕事探し・将来のことなど相談員が相談を受けます。

心配ごと・結婚相談

時 毎週月曜日 10:00～15:00 問 むつ市社会福祉協議会
場 社会福祉協議会(市役所本庁舎内) ☎22-2731
祝日の場合は翌日に相談を受けます。

◆経済部 ・観光戦略課(観光振興課から名称変更) ◆公営企業局 ・総務課(営業課と統合) 問 総務課行革推進担当 ☎22-11111内線2122	市営住宅入居者募集 ◆川守町団地(4戸) 家賃 1万2000円 ◆川内福木団地(8戸) 家賃 1万7000円 ◆熊ヶ平団地(4戸) 家賃 1万2700円 ◆第一初見団地(1戸) 家賃 1万6300円 ◆外山団地(4戸) 家賃 9600円 ◆桂沢団地(6戸) 家賃 8300円 ◆募集期間※土日祝除く 4月7日(金)～20日(木) (入居予定日)6月1日(木) 問 建築住宅課住宅担当 ☎22-11111内線2758
---	--

「むつ桜まつり」期間中の
仮設店舗使用許可について
早掛沼公園および水源池公園に出店する仮設販売店等の公園敷地
使用の許可申請を受付します。
〈受付期間〉
4月4日(火)～6日(木)
午前8時30分～午後5時

市内各公園の遊具について
冬期間、使用を休止してしました各公園の遊具は、4月上旬から使用可能となります。
小さなお子様を遊具で遊ばせる際は、必ず見守ってください。
市では、専門業者による遊具の点検と、担当職員による日常点検を実施していますが、お気づきの点がありましたら、すぐにお知らせください。
問 都市政策課公園担当
☎22-11111内線2742

